

滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ
申し合わせ

1. ワーキンググループの目的

本ワーキンググループは滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下、「協議会」という。）の規約第6条で定めたワーキンググループのうち、緊急輸送道路等における道路啓開計画を策定及び更新することを目的に設置するワーキンググループであり、大規模地震等発生時に、早期に緊急輸送道路等を確保するための道路啓開・復旧に係る情報を、滋賀県域の関係機関が共有する体制を構築するために、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき組織する。

2. 調整・検討事項

本ワーキンググループで情報共有・調整・検討すべき項目は、次のとおりとし、これらを道路啓開計画として取りまとめ策定するものとする。また、調整・検討事項に変更が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとする。

- ①非常時の連絡方法の検討
- ②道路被災状況や道路交通状況の早期把握・共有
- ③啓開計画（啓開ルートを選定、担当割付の設定等）
- ④道路の被災想定
- ⑤緊急輸送機能の確保
- ⑥交通規制や放置車両の撤去等
- ⑦防災訓練
- ⑧道路啓開計画の公表及び関係地域(地元)への周知等情報提供方法

3. 協議会への報告

本ワーキンググループで策定した道路啓開計画は、協議会に報告する。

4. ワーキンググループの構成

ワーキンググループの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

5. 座長

ワーキンググループの座長は、別紙のとおり滋賀国道事務所長とする。

6. 事務局

ワーキンググループの事務局は、別紙のとおり近畿地方整備局 道路部 道路管理課、滋賀国道事務所 管理第二課、滋賀県 土木交通部 道路保全課とする。

7. 付則

この申し合わせは、令和6年1月31日から施行する。

この申し合わせは、令和6年6月13日から改正する。

以上

(別紙)

滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ

構成員

機関名・所属	役職	備考
国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所	滋賀国道事務所長	座長
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課	道路管理課長	
滋賀県 土木交通部 道路保全課	道路保全課長	
滋賀県 知事公室 防災危機管理局 防災対策室	防災対策室長	
中日本高速道路株式会社 金沢支社 高速道路事業部 企画統括課	企画統括課担当課長	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括課	企画統括課担当課長	
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	保全サービス統括課長	
滋賀県 道路公社 道路部	道路部長	
陸上自衛隊 第3偵察戦闘大隊	第3係主任	
滋賀県警察本部 交通部 交通規制課	交通規制課長	
滋賀県消防長会	大津市消防局 警防課長	
一般社団法人 滋賀県建設業協会	副会長	
一般社団法人 滋賀県測量設計技術協会	会長	
関西電力送配電株式会社 滋賀本部 統括グループ	チーフマネジャー	
西日本電信電話株式会社 滋賀支店 設備部 災害対策室	担当課長	

【事務局】

機関名・所属
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課
国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課
滋賀県 土木交通部 道路保全課